

富良野市森林整備計画 変更（案）新旧対照表

改 正 （ 案 ）	現 行
<p><b>目次</b></p> <p>I～V （略）</p> <p>別表1～別表4 （略）</p> <p><b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b></p> <p>1～3 （略）</p> <p><b>II 森林の整備に関する事項</b></p> <p>第1 （略）</p> <p>第2造林に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項</p> <p>（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準</p> <p>主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。</p> <p>なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、本計画において定められます。</p> <p>ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林</p> <p>イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林</p> <p>なお、天然更新が期待できない森林は、<b>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。</b></p>	<p><b>目次</b></p> <p>I～V （略）</p> <p>別表1～別表4 （略）</p> <p><b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b></p> <p>1～3 （略）</p> <p><b>II 森林の整備に関する事項</b></p> <p>第1 （略）</p> <p>第2造林に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項</p> <p>（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準</p> <p>主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。</p> <p>なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、本計画において定められます。</p> <p>ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林</p> <p>イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林</p> <p>なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や</p>

富良野市森林整備計画 変更（案）新旧対照表

改 正 （ 案 ）	現 行
<p>また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。</p> <p>ア 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林</p> <p>ウ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林</p> <p>エ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林</p> <p>オ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3～6 (略)</p> <p><b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>作業システムに関する基本的な考え方</b></p> <p>間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業シ</p>	<p>後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとします。</p> <p>また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。</p> <p>ア 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林</p> <p>イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林</p> <p>ウ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林</p> <p>エ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林</p> <p>オ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3～6 (略)</p> <p><b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>作業システムに関する基本的な考え方</b></p> <p>間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み</p>

富良野市森林整備計画 変更（案）新旧対照表

改正（案）

システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

【低コスト作業システムの工程】

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (15°以下)	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ/プロセッサ	
		スキッド【全木集材】		
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ/プロセッサ	
急傾斜地 (30°以上)		スイングヤード 【全幹集材】		
			ハーベスタ/プロセッサ	

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

(1) 路網整備等推進区域の設定

該当なし

3 (略)

4 (略)

現 行

合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

【低コスト作業システムの工程】

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (15°以下)	ハーベスタ	トラクタ	ハーベスタ/プロセッサ	
		スキッド		
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ	ハーベスタ/プロセッサ	
急傾斜地 (30°以上)		スイングヤード		
			ハーベスタ/プロセッサ	

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

(1) 路網整備等推進区域の設定

該当なし

3 (略)

4 (略)

富良野市森林整備計画 変更（案）新旧対照表

改正（案）	現 行
<p>第8（略）</p> <p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法</p> <p>（1）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法</p> <p>森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。</p> <p>特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。</p> <p>さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。</p> <p>なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。</p> <p>（2）その他</p> <p>森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本市や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほ</p>	<p>第8（略）</p> <p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項</p> <p>森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。</p> <p>（2）その他</p> <p>森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本市と北海道、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。</p>

富良野市森林整備計画 変更（案）新旧対照表

改 正 （ 案 ）	現 行
<p>か関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>IV （略）</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項</p> <p>（1）森林経営計画の記載内容に関する事項</p> <p>森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援を積極的に推進します。なお、計画作成の際には以下の事項について記載し、適切に計画するものとします。</p> <p>ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽</p> <p>イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>ウ IIの第5の3の森林の<b>施業又は</b>経営の受託等を実施する上で留意すべき事項</p> <p>エ IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項</p> <p>オ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p> <p>IV （略）</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項</p> <p>（1）森林経営計画の記載内容に関する事項</p> <p>森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援を積極的に推進します。なお、計画作成の際には以下の事項について記載し、適切に計画するものとします。</p> <p>ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽</p> <p>イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項</p> <p>エ IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項</p> <p>オ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～7 （略）</p>